

四国中央市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画概要

1. 計画の位置づけ

高齢者福祉施策に関する「高齢者福祉計画」（老人福祉法）と、介護保険事業に関する「介護保険事業計画」（介護保険法）とを一体的に定めたもの。

2. 計画期間

令和3年度～令和5年度（3か年）

※3年ごとに見直し。

3. 高齢者等現状・推計

高齢者数はR3をピークに緩やかに減少。但し、認定率が高い後期高齢者は増加のため、要介護等認定者数も当面増加。総人口は高齢者を上回るペースで減少、介護人材不足の一層の深刻化が懸念される。

(1) 総人口推計

| 区分 | 実績値 | | | | 第8期計画期間推計 | | | 推計値（第9期以降） | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|
| | H26 | H28 | H30 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R12 | R17 | R22 |
| 総人口 | 91,199 | 89,611 | 87,723 | 85,572 | 84,540 | 83,489 | 82,413 | 80,197 | 74,403 | 68,432 | 62,422 |

(2) 高齢者推計

| 区分 | 実績値 | | | | 第8期計画期間推計 | | | 推計値（第9期以降） | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|
| | H26 | H28 | H30 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R12 | R17 | R22 |
| 全体 | 25,984 | 26,939 | 27,531 | 27,770 | 27,856 | 27,760 | 27,729 | 27,515 | 26,545 | 25,260 | 24,700 |
| 前期 | 12,528 | 13,124 | 13,429 | 13,543 | 13,741 | 13,208 | 12,618 | 11,529 | 10,059 | 9,496 | 10,111 |
| 後期 | 13,456 | 13,815 | 14,102 | 14,227 | 14,115 | 14,552 | 15,111 | 15,986 | 16,486 | 15,764 | 14,589 |
| 高齢化率 | 28.5% | 30.1% | 31.4% | 32.5% | 33.0% | 33.2% | 33.6% | 34.3% | 35.7% | 36.9% | 39.6% |

(3) 要介護等認定者数推計

| 区分 | 実績値 | | | | 第8期計画期間推計 | | | 推計値（第9期以降） | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|
| | H26 | H28 | H30 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R12 | R17 | R22 |
| 全体 | 6,089 | 6,161 | 6,346 | 6,456 | 6,560 | 6,658 | 6,761 | 7,002 | 7,109 | 6,797 | 6,357 |
| 要支援 | 1,428 | 1,336 | 1,587 | 1,659 | 1,683 | 1,702 | 1,721 | 1,797 | 1,824 | 1,745 | 1,632 |
| 要介護 | 4,661 | 4,825 | 4,759 | 4,797 | 4,877 | 4,956 | 5,040 | 5,205 | 5,285 | 5,052 | 4,725 |

4. 各種調査の実施

策定に際して、地域実状や基盤・施策に係るニーズ把握のため、下記調査を実施。

| 調査目的 | 国提示標準調査 | 市独自調査 |
|---------------|------------------------------|---------------------------------|
| サービスニーズの把握 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査 | 居宅介護支援事業所利用者実態調査 施設等入所待機者数調査 |
| 施設等基盤供給ニーズの把握 | — | サービス事業所参入意向調査 療養病床転換意向調査 |

5. 計画の体系

「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年(2025年)及び「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年(2040年)を見据え、地域共生社会実現に向けて、第7期事業計画期間での取組みを基本的に踏襲し、更なる充実を図るものとする。

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることができるまちづくり

基本目標

地域における高齢者の
支援体制づくり

介護保険をはじめとした
サービス基盤の整備

生きがいをもち安心して
暮らせる地域づくり

主要施策

地域包括ケアシ
テムの深化・推進

認知症施策の推進

介護予防の充実と
市民による自主的
活動への支援

安心して暮らすこ
とができる地域づ
くり

介護保険制度の円
滑な運営・推進

6. 日常生活圏域

施策・基盤整備等を検討する基礎的地域単位である「日常生活圏域」は、引き続き旧市町村（4圏域）とする。

7. 主要施策実現のための具体的方策

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1) 地域包括支援センターの運営の充実 (センターの機能強化・ネットワーク充実)
- (2) 地域ケア会議の推進 (事例検討を通じた質的向上、地域課題解決に係る政策検討)
- (3) 生活支援体制整備事業の推進 (地域活動団体等による地域内の生活課題解決検討)
- (4) 在宅医療・介護連携の推進 (課題把握・対応策検討、相談支援、関係機関情報共有、研修等質的向上)
- (5) 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進 (関係機関連携による重層的・包括的支援体制構築の検討)

2. 認知症施策の推進

- (1) 普及・啓発・予防の推進 (認知症ケアパスの普及、サポーター養成と活動支援、予防の取組み等)

数値目標

認知症サポーター養成講座等の目標値

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 認知症サポーター養成講座受講者数 | 800人 | 900人 | 900人 |
| 認知症サポーターステップアップ講座受講者数 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 職域サポーター数(機関数/人数) | 10機関/250人 | 10機関/250人 | 10機関/250人 |

- (2) 適時・適切な医療・介護等の提供 (認知症地域支援推進員の配置、初期集中支援チームによる初期対応)
- (3) 認知症の人の介護者への支援 (認知症カフェの設置・運営支援等)
- (4) 認知症バリアフリーの推進 (「探そや!ネットワーク」の協力者拡大、地域での支援体制充実等)

3. 介護予防の充実と市民による自主的活動への支援

- (1) 介護予防施策の充実 (普及啓発、貯筋体操等地域活動の充実、総合事業サービスの拡充等)

数値目標

貯筋体操サークルの目標値

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|--------|--------|--------|
| 通いの場(貯筋体操サークル) | 実施箇所数 | 90か所 | 100か所 | 110か所 |
| | 参加者数 | 1,450人 | 1,600人 | 1,750人 |

- (2) 生活支援サービスの充実 (バス利用助成、外出支援サービス、軽度生活援助事業等各施策の継続)
- (3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり (社会団体参加・就業環境支援、敬老意識高揚、各種教室等充実)

4. 安心して暮らすことができる地域づくり

- (1) 見守り支援体制の充実 (地域での支援体制充実、配食・緊急通報等各種サービス利用促進)
- (2) 権利擁護の推進 (虐待・消費者被害防止啓発・ネットワーク、成年後見制度利用促進等)
- (3) 防災体制の強化 (要支援者個別計画の作成促進、福祉避難所の拡充、物資備蓄充実等)
- (4) 感染症対策の充実 (事業所への用品配布・相互支援体制、新生活様式に基づく予防周知)
- (5) ニーズに応じた施設・住まいの支援 (各高齢者施設・生活支援ハウス等の適正運営、住宅部局との連携)

5. 介護保険制度の円滑な運営・推進

- (1) 介護サービスの基盤整備と供給量確保 (更なる入所待機者数低減、需給バランスを考慮した段階的な整備)
- (2) リハビリテーション提供体制の整備 (早期からの予防の取組みの促進、多様な主体による提供の検討等)
- (3) 介護サービスの質の確保・向上 (介護事業所への指導・監督、介護支援専門員連絡協議会との連携)
- (4) 介護人材の確保 (合同就職説明会の継続開催、進路希望層への職種魅力発信等)
- (5) 介護保険制度の円滑な運営 (制度の普及啓発、情報提供推進、相談・受付体制、認定の適正な実施等)
- (6) 介護給付の適正化の推進 (県「第4次愛媛県介護給付適正化計画」に沿った主要5事業の取組み)

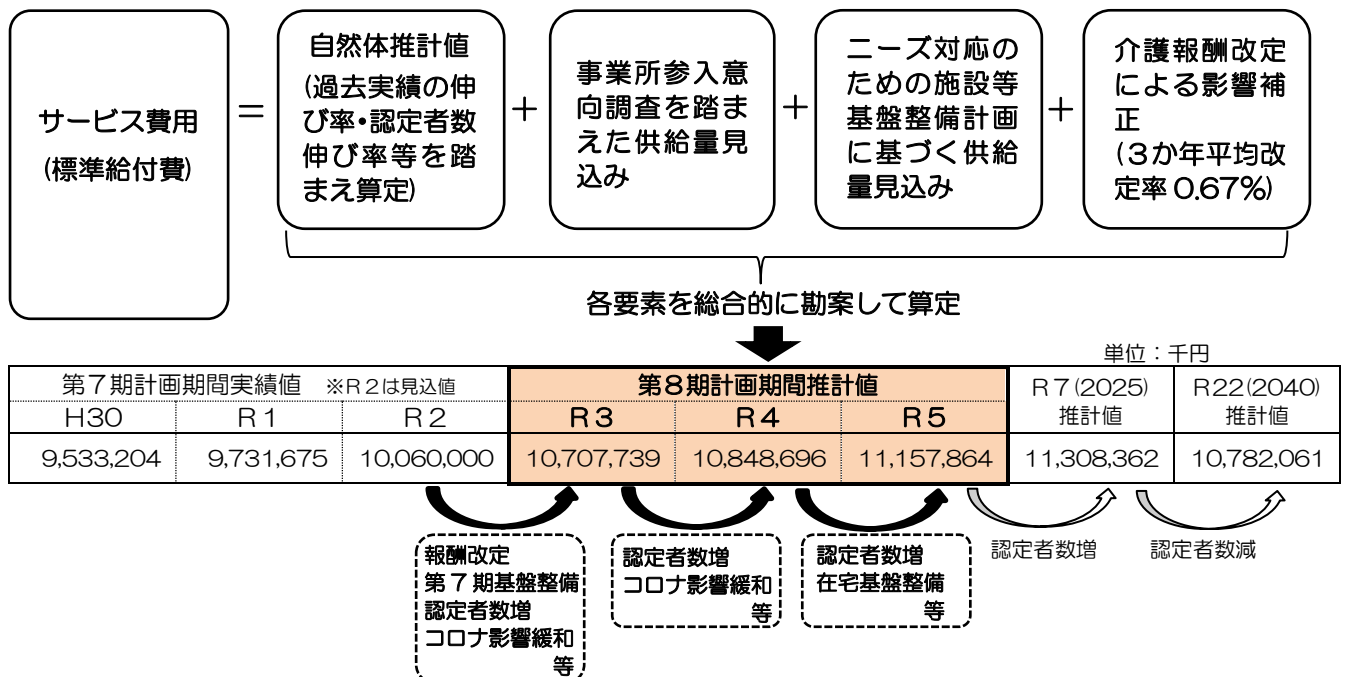
数値目標 介護給付の適正化の実施目標

| 区分 | | 実施目標 |
|-----------|----------------|--|
| 要介護認定の適正化 | 認定調査票の全数点検 | 100% |
| | 認定調査員及び審査会委員研修 | 100% |
| | 認定調査内容の平準化 | 調査項目の国・県との平準化を図り、1次判定に影響が出やすい5項目の出現率乖離を10%以下とする。 |
| ケアプランの点検 | ケアプランの個別点検 | 事業所実地指導等を通じ、年間100件以上 |

8. 介護保険事業等の実施計画

1. 介護サービスの見込み量（サービス費用推計）

次のとおり次の諸要素を総合的に勘案して推計。第8期計画期間中は要介護認定者数の増加が見込まれることを踏まえ、引き続きサービス費用についても増加と推計。



2. 施設等基盤整備見込量確保のための具体的方策

別紙「第8期介護保険事業計画期間（R3～5）における施設等基盤整備計画について」参照。

3. 地域支援事業費の見込額

介護サービスとは別に市町村事業として高齢者の介護予防・日常生活自立支援を目的として実施する地域支援事業費についても、特に支援を必要とする後期高齢者・軽度（要支援者）の増加が引き続き見込まれることに伴い、計画期間中は増加と推計。

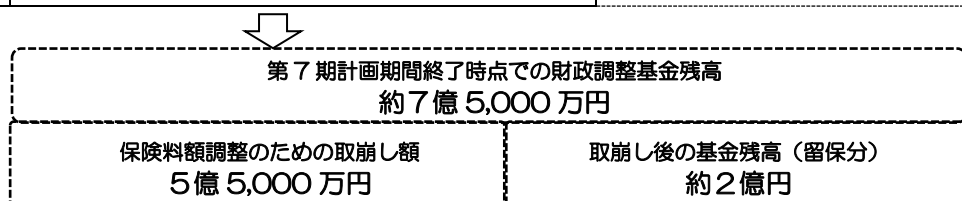
単位：千円

| 区 分 | 第7期計画期間実績値 ※R2は見込値 | | | 第8期計画期間推計値 | | |
|------------------|--------------------|---------|---------|------------|---------|---------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 220,731 | 237,773 | 273,512 | 290,300 | 308,100 | 325,900 |
| 地域包括支援センター運営事業費等 | 132,023 | 130,544 | 139,461 | 147,000 | 155,700 | 164,100 |
| その他地域支援事業費 | 21,078 | 22,136 | 25,512 | 33,700 | 38,200 | 40,000 |
| 地域支援事業費計 | 373,832 | 390,453 | 438,485 | 471,000 | 502,000 | 530,000 |

4. 第8期計画期間における介護保険料額（月額）

介護サービス事業・地域支援事業推計額を基に単純計算した場合の介護保険料額（標準段階）は7,660円であるが、財政調整基金約7億5,000万円のうち5億5,000万円を取り崩し、保険料水準の調整を行い、第7期計画時と同額の7,100円を第8期保険料額として設定するものとする。

| 第7期（現行）保険料額 | 第8期計画期間の介護サービス事業・地域支援事業推計額を基に単純計算した場合の介護保険料額 | （参考）第9期保険料額 |
|-------------|--|-------------|
| 7,100円 | 7,660円 | 8,300円 |



第8期期間保険料額 7,100円

※第7期保険料額と同額

【財政調整基金を一定額留保する理由】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により特に令和2年度の介護サービス費が不安定であったこと。（令和3年度以降の給付費見込み影響が生じている可能性がある。）
- ② 現時点では第9期の保険料額を8,300円と見込んであり、第8期終了時に残高があった場合に、平準化調整のために活用可能であること。

9. 計画推進に向けた具体的方策

(1) 市民、地域、行政等の連携

(2) 市民意識の啓発と地域福祉の推進

(3) 保険者機能強化推進交付金等の活用

(4) PDCA サイクルを通じた地域マネジメントの推進

参加・協力が得られる体制整備、活動者・団体との連携

地域共生社会の理念に基づいた相互支援体制の構築

介護予防・日常生活自立支援に向けた取組みの充実

目標達成状況についての点検、評価、公表

別紙 第8期介護保険事業計画期間（R3～5）における施設等基盤整備計画について

1. 施設等基盤整備に係る基本的方向性

基盤整備に係る基本的方向性は、市独自調査結果等に基づいた施設等整備必要数（需要ニーズ）及び事業所参入意向（供給ニーズ）の他、国制度設計方針（計画策定ニーズ）等を踏まえ、次のとおり位置付けるものとする。

検討に係る基礎的要素

| 需要ニーズ | 供給ニーズ | 計画策定ニーズ |
|--|---|--|
| <p>施設等整備必要数 約90床</p> <p>①「居宅介護支援事業所等利用者実態調査結果」 86床 ②「施設入所待機者数調査」結果 93床 ※施設等整備必要数は上記市独自調査結果の平均値を採用。</p> <p>▼</p> <p>前回（約130床。第7期計画策定時）と比較し大幅に待機環境は改善するも依然として一定の待機者数。</p> | <p>市内事業所施設等参入意向〇</p> <p>※事業所参入意向調査（市調査）結果</p> <p>【基盤整備を取り巻く現状】</p> <p>(1)人材不足が顕著。一部は既存施設においても定員抑制 (2)高齢者数はR3、認定者数はR12をピークに減少に転じる見込み→需要見通しが不透明。 (3)新型コロナの影響による経営不安定化（事務費高騰・収益減） (4)待機環境が改善。有料老人ホーム入居者を中心に見合わせも多い</p> | <p>①今後の基盤整備は高齢者人口やサービスニーズを中長期的に見据え進めることが重要。 ②地方では人口減少（担い手不足）も見据えた効率的な整備が必要。また、既存施設の有効活用も重要。 ③「介護離職〇」実現に向け、在宅の限界点を高めることが重要。 具体的には ・小規模多機能サービス整備等による在宅支援強化。 ・介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）の整備促進 等 ※国社会保障審議会資料より</p> |

基盤整備に係る基本的方向性

1. 期間中の実現可能性を考慮した基盤整備
2. 既存の社会資源を有効活用した効率的な基盤整備
3. 在宅の限界点（在宅生活の継続可能性）を高めるための基盤整備

2. 上記を踏まえた具体的な整備計画

上記の基本的方向性に基づき事業計画に位置付ける具体的事項については、次のとおり。

| 基本的方向性 | 施設等種別 | 基盤整備に係る具体的計画 | 待機解消効果 |
|---------------------------------|--------------------------|---|-----------|
| 1. 期間中の実現可能性を考慮した基盤整備 | 介護保険施設 | 新規整備は実施しない。 既存施設については本来必要な人材確保に努め、 稼働率向上を図り、定員抑制解消を目指す。 ※過去実績定員抑制状況：20～25床 | 20 |
| | グループホーム | （前回当初公募で応募がなかった実状等を踏まえ） 新規整備は実施しない。 | 0 |
| 2. 既存の社会資源を有効活用した効率的な基盤整備 | 特定施設入居者生活介護 | （有料老人ホーム等入居者のうち相当数は、上限額ほぼ全てが同一・系列法人提供サービスで占められ、事実上介護付ホーム化している現状を踏まえ） 事実上施設化している状況が確認できる施設は特定施設への転換を促進する。 ※特定施設：入居者の一部に施設サービスを提供するため、既存の有料老人ホーム・養護老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅等について、必要床数について介護保険法上のサービス提供施設として指定を行うもの。 | 34 |
| 3. 在宅の限界点（在宅生活継続可能性）を高めるための基盤整備 | 小規模多機能型（又は看護小規模多機能型）居宅介護 | （入所待機者うち一定数は、本人等が入所を希望しない場合や、必要な支援があれば在宅生活継続が可能と判断されるケースがあることを踏まえ） 小規模多機能型（又は看護小規模多機能型）居宅介護事業所を2施設整備する。 ※小規模多機能型居宅介護：24時間365日の生活をカバーするため、「通い」「訪問」「泊り」各サービスを定期的に提供、かつ、柔軟に組み合わせることが可能な多機能型在宅サービス。これに訪問看護を追加したものが看護小規模多機能型。 | 38 |
| 待機解消（見込数）計 | | | 92 |

3. その他

計画期間中に新規整備を予定する小規模多機能（又は看護小規模多機能）型居宅介護は、質的水準確保のため前回同様、公募選考により開設事業者決定を行うものとする。 ※次年度中に公募のうえ開設事業者決定の予定。